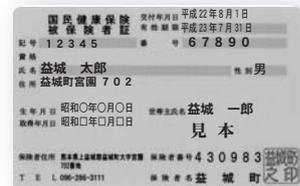


「国民健康保険被保険者証」および 「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します！

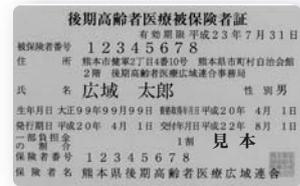
町では、毎年8月1日付けで保険証の更新を行っています（現在の国保の保険証および後期高齢者医療の保険証の有効期限は、いずれも平成22年7月31日まで）。

新しい保険証につきましては、7月中旬に簡易書留郵便で郵送いたしますので、平成22年8月1日からは新しい保険証をお使いください。

なお、新しい国保の保険証の色は「クリーム色」、後期高齢者医療の保険証の色は「オレンジ色」になります。



◀国民健康保険被保険者証



◀後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険被保険者の皆さんへ

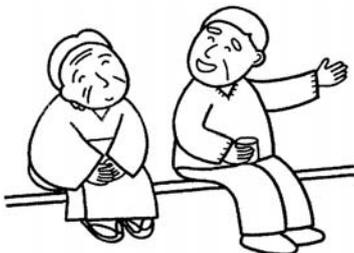
国保の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（有効期限：平成22年8月1日から平成23年7月31日まで）の更新が必要な方は、7月20日から8月20日までに役場保険課国保年金係で申請手続きをしてください。

限度額適用認定証の手続きに必要なもの

- ◇国民健康保険被保険者証、印かん
- ◇住民税非課税世帯で、長期入院に該当の方は、過去1年間に90日を超える入院日数が確認できるもの（領収書、入院証明書など）



後期高齢者医療被保険者の皆さんへ



すでに後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、平成22年7月31日で期限切れとなり更新が必要となりますが、平成22年8月1日から引き続き該当される方には、役場保険課国保年金係から新しい「認定証」を郵送します。

なお、入院中（予定）の方で、まだ「認定証」をお持ちでない方は、役場保険課国保年金係に相談してください。

※認定証は、世帯全員の住民税が非課税の方が対象です。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123